

- (3) 第5条第1項又は第6条第1項の規定に違反して砂防設備を占用した者
- (4) 第8条第3項の規定に違反して更新の許可を受けずに制限行為又は砂防設備の占有をした者
- (5) 第11条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
- (6) 前条第1項本文の規定に違反して原状に回復しなかった者又は同条第2項の規定による指示に従わなかった者

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(雑則)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に熊本県砂防指定地管理規則（昭和45年熊本県規則第65号）の規定による許可を受けている者は、この条例の規定による許可を受けた者とみなす。

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第30号

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

熊本県流域下水道条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。
第2条の表球磨川上流流域下水道の項を次のように改める。

球磨川上流流域下水道	錦町 多良木町 湯前町 水上村 あさぎり町
------------	-----------------------

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県開発区域の面積の特例を定める条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第31号

熊本県開発区域の面積の特例を定める条例

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第31条ただし書の規定に基づき、区域及び開発行為の目的又は種別並びに開発区域の面積を次のとおり定める。

区 域	目 的 又 は 種 別	面 積
熊本都市計画区域及び荒尾都市計画区域	産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為	5ヘクタール

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第32号

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

熊本県建築基準条例（昭和46年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。
目次中「第1条」を「第1条・第1条の2」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第1条の2 市町村が法第39条、法第40条、法第43条第2項又は法第56条の2第1項の規定により建築物の制限等に関し条例を定めた場合で、当該市町村の条例の適用によりこの条例に定める制限等の目的が達せられるときは、規則で定めるところにより、この条例の全部又は一部を適用しない。

第24条の2を次のように改める。

(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定)

第24条の2 法第56条の2第1項の規定により指定する対象区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について、同項の規定により法別表第4（は）欄の高さのうちから指定する高さは同表の中欄に掲げる高さとし、同項の規定により法別表第4（に）欄の号のうちから指定する号は同表の右欄に掲げる号とする。